東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所」を「居所。以下この号及び次項第一号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所。次項第一号において同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「及び住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「、住所及び個人番号」に改める。

第七条第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第十条第二項第一号、第四項第一号及び第五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第十四条の三第四項第一号中「及び住所、同法」を「、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十項第一号及び第十四項第一号において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所。第十項第一号及び第十四項第一号において同じ。）、租税特別措置法」に改め、同条第十項第一号及び第十四項第一号中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

**附　則**

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定により行う申出について適用し、施行日前に改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第三条第一項及び第二項の規定により行った申出については、なお従前の例による。

3　新規則第七条第二項第一号、第四項第一号及び第五項第一号並びに第十条第二項第一号、第四項第一号及び第五項の規定は、施行日以後に提出する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十九条第十項、震災特例法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第十一項、震災特例法第二十条第三項若しくは第五項、震災特例法第二十七条第十項、震災特例法第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第十一項又は震災特例法第二十八条第四項若しくは第六項の書類について適用し、施行日前に提出した震災特例法第十九条第十項、震災特例法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十一項、震災特例法第二十条第三項若しくは第五項、震災特例法第二十七条第十項、震災特例法第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第十一項又は震災特例法第二十八条第四項若しくは第六項の書類については、なお従前の例による。

4　新規則第十四条の三第四項、第十項及び第十四項の規定は、施行日以後に提出する震災特例法第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書について適用し、施行日前に提出した同条第二項、第四項又は第六項の届出書については、なお従前の例による。

**○財務省令第六十七号**

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十七条第一項第七号の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日　　財務大臣　麻生　太郎

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（同項に規定する個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（課税標準及び税額の申告に関する経過措置）

2　改正後の復興特別所得税に関する省令第三条第一項の規定は、この省令の施行の日の属する年分以後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書（以下「復興特別所得税申告書」という。）について適用し、同日の属する年分前の復興特別所得税申告書については、なお従前の例による。

**○財務省令第六十八号**

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項第二号及び第九項第三号、第十七条第一項第三号、第十九条第一項第五号及び第六項第四号並びに第二十九条第六項の規定に基づき、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日　　財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条第一項第一号、第四条第一項第一号、第五条第一項第一号、第七条第一項第一号及び第八条第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

**附　則**

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項第一号、第四条第一項第一号及び第五条第一項第一号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する課税事業年度の地方法人税中間申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に係る修正申告書を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した課税事業年度の地方法人税中間申告書又は地方法人税確定申告書については、なお従前の例による。

3　新規則第八条第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する地方法人税法第二十九条第六項の還付請求書について適用し、施行日前に提出した同項の還付請求書については、なお従前の例による。